



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

#### (2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

#### (3) 納入期限

平成16年5月10日

#### (4) 納入場所

入札説明書のとおり

#### (5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

#### (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分が調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

#### (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026（235）7079

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）

ア 日時 平成16年4月12日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

#### (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県庁本館入札室

#### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

#### (7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

(別表)

調達物品名	台数	開札日	開札時間	等級区分
普通乗用自動車(1,500ccバン、2WD、AT)	2台	平成16年4月13日	午後1時30分	C以上
普通乗用自動車(1,300ccバン、2WD、AT)	9台	平成16年4月13日	午後1時40分	B以上
普通乗用自動車(1,300ccバン、2WD、MT)	1台	平成16年4月13日	午後1時50分	C以上
普通乗用自動車(1,500ccバン、4WD、AT)	3台	平成16年4月13日	午後2時00分	B以上
普通乗用自動車(1,500ccバン、4WD、MT)	2台	平成16年4月13日	午後2時10分	C以上
軽乗用自動車(660ccバン、2WD、AT)	4台	平成16年4月13日	午後2時20分	C以上
軽乗用自動車(660ccバン、2WD、MT)	8台	平成16年4月13日	午後2時30分	B以上
軽乗用自動車(660ccバン、4WD、AT)	4台	平成16年4月13日	午後2時40分	B以上
軽乗用自動車(660ccバン、4WD、MT)	3台	平成16年4月13日	午後2時50分	C以上

管財課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年3月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 LMCサポートセンター

3 代表者の氏名

増田一三

4 主たる事務所の所在地

長野市三輪2丁目5番3号

5 定款に記載された目的

この法人は、労働基準法を始めとする育児・介護休業法や男女雇用機会均等法等の労働関係諸法令の理念や趣旨を労使双方に対して啓発する事業を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図ることにより、より良い職場環境の推進に寄与することのほか、求職者への職業能力の支援による就業機会の拡大及び各種助成制度の広告並びに活用の奨励により、雇用の確保と充実を図ることを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用パーソナルコンピュータ37台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成16年5月1日から平成17年3月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和

59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に關し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局  
電話 026(235)7132

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年4月12日(月) 午前10時から  
イ 場所 長野県庁西庁舎 402号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年4月12日(月) 午前9時  
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

産業活性化・雇用創出推進局

## 公告

県営居倉小川地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年4月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営居倉小川地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年4月2日から4月30日まで

3 縦覧の場所

南佐久郡川上村役場

土地改良課

## 公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成16年4月1日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名稱	成果の名稱	調査を行った期	調査を行った地域	認証年月日
北佐久郡 軽井沢町	地籍簿及び地籍図	平成13年度から 平成15年度まで	大字軽井沢 の一部	平成16年 4月1日
下伊那郡 南信濃村	地籍簿及び地籍図	平成14年度から 平成15年度まで	和田の一部	平成16年 4月1日
佐久市	地籍簿及び地籍図	平成14年度から 平成15年度まで	大字常和の 一部	平成16年 4月1日
南佐久郡 小海町	地籍簿及び地籍図	平成13年度から 平成15年度まで	大字稻子の 一部	平成16年 4月1日

農村整備課

## 公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成16年4月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 組合の名称

上田市秋和常磐城土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成10年1月16日から平成18年3月31日まで

3 施行地区

上田市大字秋和字中之町の全部並びに字大明神、字龜田、字山道、字寺山、字石ノ町、字後田、字鶴巻及び字堂屋敷の各一部並びに大字常磐城字殿田及び字神田町の全部並びに字柏木、字梅ノ木、字宮前及び字秋和境の各一部並びに常磐城六丁目の一部

4 事務所の所在地

長野県上田市大字秋和1196番地3 林 計 邑 宅内

5 設立認可の年月日

平成10年1月9日

6 変更認可の年月日

平成16年3月25日

都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画区域の名称

東御都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

平成14年10月31日付長野県公告で指定した東部都市計画区域

都市計画課

**公告**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年4月1日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
銃砲及び空気銃の所持に関する法令	2時間
銃砲及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、銃砲等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

**別表**

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	5月6日(木)	午後1時から午後4時まで	上田会場	東信
	5月12日(水)		飯田会場	南信
	5月19日(水)		松本会場	中信

生活保安課

**公告**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年4月1日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
銃砲及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による考查を行う。 (所要時間60分)
銃砲及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、銃砲等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）	5月26日(水)	午前10時から午後4時まで	塩尻会場	県下一円

生活保安課